

## 【理学療法士・作業療法士】

### 1. 現状と課題について

■リハビリテーション技術の高度化や退院後の生活期リハビリテーションの充実に対応するために、理学療法士・作業療法士の資質の向上を図る必要がある。

- 県内の医療機関に就業している理学療法士及び作業療法士は、令和2年10月1日現在、それぞれ861.8人及び491.0人、人口10万対ではそれぞれ76.1人（全国80.0人）及び43.4人（全国40.5人）となっている。
- 本県には、理学療法士の養成施設が5施設（入学定員215名）、作業療法士の養成施設が3施設（入学定員90名）ある。
- リハビリテーション技術の高度化や退院後の生活期リハビリテーションの充実に対応するため、理学療法士及び作業療法士の資質の向上を図る必要がある。
- 県リハビリテーションセンターが「地域リハビリテーション推進事業」として、地域のリハビリ関係者に対する教育研修及び専門的技術支援・指導を実施している。

### 2. 確保の方針

■県理学療法士会及び県作業療法士会は、理学療法士及び作業療法士の資質向上に向けた研修会を実施する。

- 理学療法士及び作業療法士の確保
  - 市町、介護老人保健施設等は、必要なりハビリテーションを提供するため、理学療法士及び作業療法士を確保するよう努める。
- 生涯研修の推進
  - ア 県理学療法士会及び県作業療法士会は、理学療法士及び作業療法士の資質向上に向けた研修会を実施する。
  - イ 県リハビリテーションセンターが実施している教育研修及び専門的技術支援・指導のより一層の充実を図る。

## 第7章 保健・医療基盤の充実

図1 県内の医療機関に就業している理学療法士数の推移

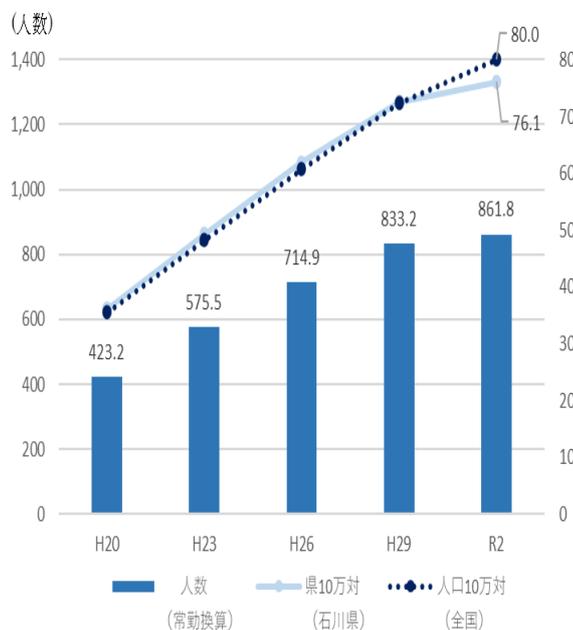


図2 県内の医療機関に就業している作業療法士数の推移

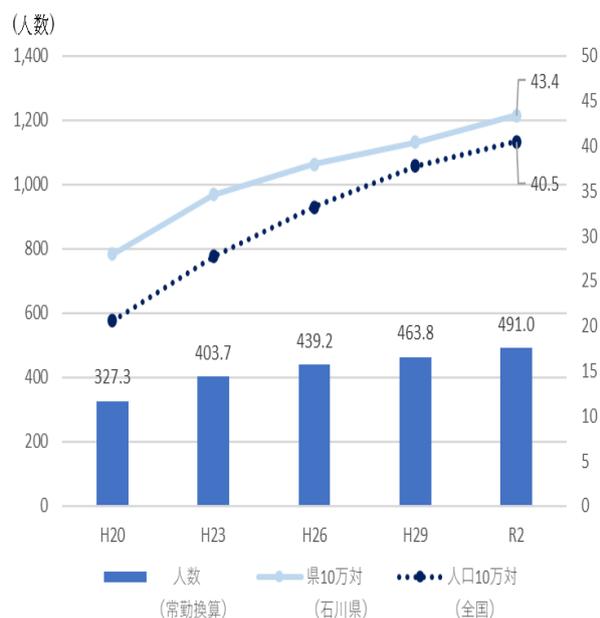


図3 二次医療圏別人口10万対の医療機関に就業している理学療法士数(令和2年度)

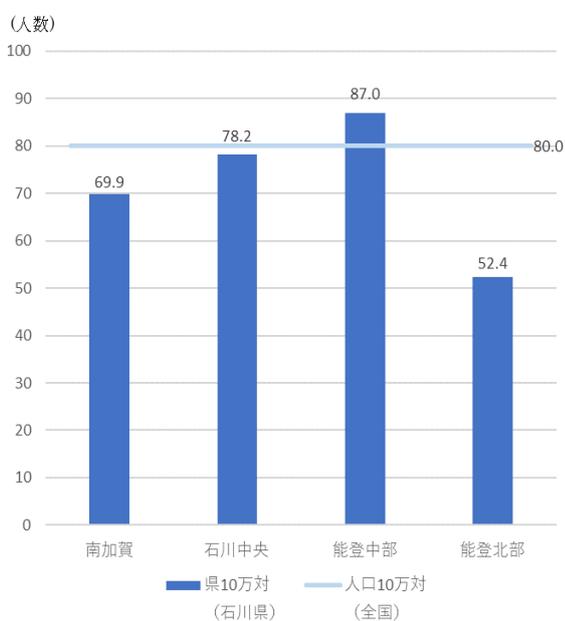
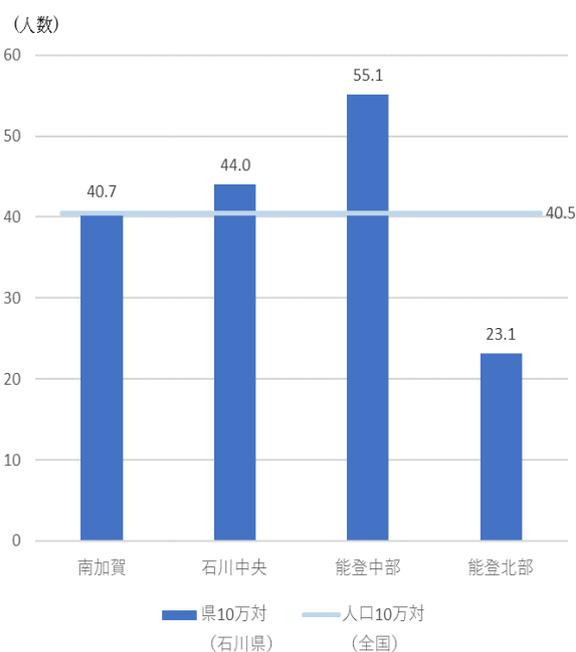


図4 二次医療圏別人口10万対の医療機関に就業している作業療法士数(令和2年度)



出典：厚生労働省「医療施設調査」(R2年10月1日現在)